

農林水産商工常任委員会資料

(令和6年6月13日)

項 目	ページ
■ 自動車メーカー等の型式指定における不正行為への対応について 【商工政策課、企業支援課】…………	2
■ 県外企業の立地決定について 【立地戦略課】…………	3
■ 国際定期貨客船航路の試験運航結果概要について 【通商物流課】…………	4
■ 経済団体への新規高等学校卒業予定者の県内就職促進に係る要請について 【雇用・働き方政策課】…………	5
■ 「カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム会議」の開催結果 について 【雇用・働き方政策課】…………	6

商 工 労 働 部

自動車メーカー等の型式指定における不正行為への対応について

令和6年6月13日
商工政策課・企業支援課

国土交通省は、6月3日、型式指定を取得している自動車メーカー5社が、現行生産中6車種を含む38車種で型式指定申請の不正行為があったことを公表し、県内事業者等への影響が心配されることから、融資制度の発動と相談窓口を開設しましたので、その概要を報告します。

1 事案の概要

国土交通省は、ダイハツ工業等での不正事案を踏まえ、型式指定を取得している自動車メーカー等に対して、不正行為の有無等に係る調査・報告を指示したところ、5月末までに、自動車メーカー5社から不正行為の報告があったとして、6月4日から該当メーカーへの立入検査を実施されています。

現状、ダイハツ工業株式会社のような、不正の対象車種が全社的にわたる状況ではなく、不正を公表したメーカーの現行生産中対象車種が6車種と、影響範囲は限定されています。

ただし、国土交通省は、道路運送車両法に基づく更なる調査を実施し、その結果に基づき、厳正に対処していくとの姿勢であり、5月末時点で調査が完了していない事業者が2割程度残っているなど、今後の影響の拡大も懸念されます。(自動車メーカーでは、トヨタ自動車、いすゞ自動車等が調査継続中。)

なお、各社ともに不正が判明した車種について、安全面の問題はないとのコメントを発表しています。

2 鳥取県の対応状況

県内に自動車メーカーの直営工場はありませんが、部品加工を行う事業者や、完成車を販売している事業者があることから、事業者からの相談窓口を開設するとともに、今後、影響を受けられる事業者の資金繰りを支援するための県制度融資を速やかに発動しました。

(1) 事業者向け相談窓口

開設日：令和6年6月6日(木) 設置場所：県商工労働部商工政策課内

電話：0857-26-7538 (平日の午前9時から午後5時まで)

(2) 自動車認証試験不正に起因する出荷停止等により影響を受けた事業者への資金繰り支援

トヨタ自動車(株)、マツダ(株)、ヤマハ発動機(株)、本田技研工業(株)及びスズキ(株)の事業活動の変更で影響を受けた中小企業者等を対象として、地域経済変動対策資金を6月6日に発動した。

ア 融資限度額： 2億8千万円

イ 融資期間： 10年以内(うち据置3年以内含む)

ウ 融資利率： 年1.43%

エ 保証料率： 0.23%~0.68%

オ 申込窓口： 県内金融機関、商工団体

カ 制度窓口： 県商工労働部企業支援課

キ 取扱期間： 令和6年6月6日から令和7年3月31日融資申込受付分まで

ク 融資枠： 10億円

3 参考

(1) 主な経過

6月3日	国土交通省は、自動車メーカー5社から不正行為の報告があったことを公表
6月4日	トヨタ自動車本社に対して道路運送車両法に基づく立入検査が行われ、順次、各社を調査
6月6日	現行生産車の不正が判明したトヨタ自動車とマツダは該当車両の生産を停止
	・トヨタ自動車：6月3日、現行生産中の3車種の出荷を停止 (カラーラフィールダー、カラーラアクシオ、ヤリスクロス)
	・マツダ：5月30日、現行生産中の2車種の出荷を停止 (ロードスターRF、MAZDA2)
	・ヤマハ発動機：5月10日、現行生産中の1車種の出荷を停止(YZF-R1) ※二輪車

※ 国土交通省は、不正が判明した自動車メーカー5社の消費者相談の窓口を公表した。

(2) 不正行為の概要

国土交通省の調査報告の指示は、自動車メーカーと装置メーカー85社に対して行われ、5月末時点で、68社が調査を完了し、残り17社が調査を継続している。調査完了68社のうち4社から不正行為が報告され、調査継続中17社のうち1社から、現時点で判明した不正行為についての報告が行われた。

・調査完了分：68社のうち4社で不正行為(マツダ、ヤマハ発動機、本田技研工業、スズキ)

・調査継続中：17社のうち1社で不正行為(トヨタ自動車) ※社内調査を継続中

不正行為は、現状、現行生産中の6車種、過去に生産していた32車種の合計38車種で判明している。

(トヨタ自動車) 現行生産3車種、過去生産4車種 (マツダ) 現行生産2車種、過去生産3車種

(ヤマハ発動機) 現行生産1車種、過去生産2車種 (本田技研工業) 過去生産2車種

(スズキ) 過去生産1車種

県外企業の立地決定について

令和6年6月13日
立地戦略課

東証プライム上場企業で水産・冷凍食品製造大手の株式会社極洋の子会社である極洋食品株式会社が、倉吉市内に水産素材のフライなど市販用冷凍食品の製造工場を設置することが決定しましたので報告いたします。

1. 企業概要

(1) 極洋食品株式会社

- 所在地 宮城県塩釜市新浜町三丁目20-1
- 代表者 代表取締役社長 大松 英知 (だいまつ ひでとも)
- 設立 昭和55年11月
- 資本金 1億円
- 売上高 198億円(2023年3月)
- 従業員 411名(2023年3月)
- 事業内容 冷凍食品、缶詰の製造及び販売

(2) 株式会社極洋

- 所在地 東京都港区赤坂3丁目3番5号
- 代表者 代表取締役社長 井上 誠 (いのうえ まこと)
- 設立 昭和12年9月
- 資本金 75億2,700万円
- 売上高 2,625億円(2023年3月) ※キョクヨーグループ全体
- 従業員 2,112名(2023年3月) ※キョクヨーグループ全体
- 事業内容 水産事業、生鮮事業、食品事業(冷凍食品、缶詰)など
- 拠点等 国内7カ所、海外4カ所、子会社が国内16社、海外4社

2. 進出の背景等

- ・中国や欧米での水産物の需要増と外食機会や共働き世帯の増加などにより国内外で冷凍食品の需要が高まっている。また、物流業による2024年問題への対応や近年多発する自然災害を想定したBCP対策のため、西日本における冷凍食品の製造拠点強化のために倉吉市に新たな工場を設置するもの。
- ・将来的には、倉吉工場における市販用冷凍食品製造事業の拡大や地元の魚、鶏肉なども活用した商品開発を行う事も構想されている。

3. 倉吉工場の概要

- (1)所在地 鳥取県倉吉市関金町関金宿
- (2)操業 令和7年4月操業予定
- (3)雇用計画 当面30名程度 ※今後、事業拡大を予定しており雇用も拡大する見込み
- (4)事業内容 水産素材のフライなど市販用冷凍食品の製造等

4. 県の支援見込み

上記の取組に対して、産業未来共創補助金(基本10%)により補助を予定

<製造品の例>



国際定期貨客船航路の試験運航結果概要について

令和6年6月13日
通商物流課

トゥウォン商船(株)(韓国東海市)が運航するイースタンドリーム号が試験運航のため約5年ぶりに境港に寄港しました(5月26日)。試験運航では、韓国・東海港から境港までの航路の安全性や接岸作業、乗客の誘導などを確認し、試験運航を記念して、セレモニー及び船内見学会を実施しました。同号は8月3日から正式就航を予定しています。

1 イースタンドリーム号試験運航記念セレモニー

- (1) 日時：令和6年5月26日(日) 午前9時から午前10時まで
- (2) 場所：境夢みなとターミナル岸壁
- (3) 主な出席者：
韓国側：江原特別自治道グローバル本部(チョン・イルソプ本部長)、東海市(ムン・ヨンジュン副市長)、トゥウォン商船(イ・ソッキ代表取締役)等
日本側：中海・宍道湖・大山圏域市長会(伊達副会長(境港市長))、島根県(石原副知事)、環日本海経済活動促進協議会(足立会長)、境港商工会議所(三輪副会頭)、山陰インバウンド機構(野浪代表理事)、境港管理組合議会(浜田議長、安田議員、斉木議員)、鳥取県(平井知事)等
- (4) 内容(主な挨拶概要)：
 - ・荷物や人の交流を盛んにしていく。皆様の御協力のもとにイースタンドリーム号の旅とともに日韓関係も発展させていきたい。(平井知事)
 - ・経済団体とも連携し、圏域の玄関口となる港湾や空港などの機能充実や利活用、一体的な情報発信など、官民一丸となってインバウンド誘客を含む航路の利用促進に取り組んでいく。(伊達副会長)
 - ・ここまでたどり着くのに長い時間がかかった。航路の安定化に頑張っていきたい。(イ代表取締役)
 - ・今年は鳥取県と江原特別自治道の友好提携30周年を迎える節目の年。鳥取県と江原道が一丸となり、益々発展する未来を開いていきたい。(チョン本部長)

2 イースタンドリーム号船内見学会

- (1) 日時：令和6年5月26日(日) 午後1時30分から午後3時まで
- (2) 参加者：42名(一般32名、マスコミ10名)
- (3) 内容(参加者からの主な感想)：
 - ・目的地にすぐ到着できる飛行機とは異なる船旅の楽しさがあると思う。
 - ・運航が始まったら乗ってみたい。

3 鳥取県訪韓団の概要

- (1) 期間：令和6年5月27日(月)～29日(水) ※往路イースタンドリーム号、復路米子ソウル便を利用。
- (2) 訪韓団：10名(環日本海経済活動促進協議会(青木茂副会長)、鳥取県サイクリング協会(金澤純協会員)、鳥取県(佐々木徹商工労働部経済産業振興監)等)
- (3) 内容

【金明善(キム・ミョンソン)江原道行政副知事との面談(先方の主な発言)】

- ・「海の道」を活用したスポーツ交流に力を入れたい。その一つがサイクリング交流である。江原道も東海岸に風光明媚なサイクリングコースを整備している。「両地域のサイクリングコース+『海の道』」をつなぐコース紹介パンフレットを作成し、日韓双方で紹介し、サイクリング需要を取り込みたい。
- ・イースタンドリーム号活性化のために、貨物創出が必要である。両地域で協力したい。

【江陵市サイクリング連盟との意見交換とコース試走】

- ・キム・ゴナ江陵市サイクリング連盟会長他2名が、金澤純鳥取県サイクリング協会員と面談し、正式就航後、両地域間のサイクリング交流を盛んにしていくことで合意。江陵市連盟3名と共に、同市サイクリングコース(東海岸)を14km試走した。

【ロッテ七星飲料(株)江陵工場の訪問】

- ・チェ・ビンギョ同社工場管理部長と面談し、同社の製造工場を見学。同工場は製造のみであり、物流部門は、ソウルの本社が担当していることから、今後、同工場を通じて、同社本社とイースタンドリーム号の活用について話し合いを進めていくことで合意。

4 イースタンドリーム号の正式就航スケジュール

- ・日時：令和6年8月3日(土) 午前9時入港(正式就航の初便)
- ・運航ダイヤ：週1便運航。境港入港(毎週土曜日午前9時)、境港出港(毎週日曜日午後7時)

経済団体への新規高等学校卒業予定者の県内就職促進に係る要請について

令和6年6月13日
雇用人材局雇用・働き方政策課

来春の新規高等学校卒業予定者に対する求人受付が6月1日から開始されたのにあわせ、若者の県内就職を推進し、将来の本県産業を担う人材を育成するため、経済4団体に対して、鳥取労働局、県及び県教育委員会共同で要請活動を行いました。

1 要請日 6月3日（月）

2 要請先及び対応者

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・鳥取県商工会議所連合会 | 会長 児嶋 祥悟 氏 |
| ・鳥取県商工会連合会 | 専務理事 澤 雅子 氏 |
| ・鳥取県中小企業団体中央会 | 専務理事 本城 聖一 氏 |
| ・一般社団法人鳥取県経営者協会 | 専務理事 西村 知己 氏 |



3 要請者

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ・鳥取県副知事 | 亀井 一賀（鳥取県商工会議所連合会のみ） |
| ・鳥取労働局長 | 平川 雅浩 |
| ・鳥取県教育委員会教育長 | 足羽 英樹 |
| ・鳥取県商工労働部雇用人材局長 | 藤田 博美 |

4 要請のポイント

- ・令和6年3月末の新規高卒者の就職内定率は、引き続き99.6%と高い水準を達成した一方、昨年度末の求人倍率は2.97倍、県内就職希望者に限ると3.76倍とかつてない高水準となっている。
- ・若年労働力の減少が進む中、若者を地元で正規雇用し、育成・定着させていくことは、鳥取県の未来をひらく上で必要不可欠。
- ・県、労働局、県教委では、連携して、キャリア教育の充実により地域貢献の意欲等の育成を図るとともに、説明会、インターンシップなど地元就職を考える高校生に対するサポートを一層充実させ、県内就職を推進していく。
- ・教育訓練による人材育成、働きやすい職場環境の整備、生産性向上と賃上げ、適正な人事評価等による処遇の向上など、魅力ある雇用の場の創出や、求人票の早期提出及び公正採用の実施について、御協力願いたい。

5 要請時の経済団体からの主な意見

- ・県内事業者から「一人でも多くの高校生を採用したいが来てくれない」等、切実な声を聞いている。
- ・社会全体で人手が不足し、事業者が選ばれる側となってきており、選ばれる魅力ある事業者となるよう支援をしていきたい。
- ・早期離職なく定着していくよう、県教育委員会で推進しているふるさとキャリア教育を通じて、地元企業を知ってもらうこと、交流やインターンシップ等で事前にどのような企業かを実際に体験してもらうことが大切だと考える。行政や学校と連携して取り組みたい。

<参考 新規高等学校卒業者の就職等の状況>

○令和6年3月新規高等学校卒業者の就職内定状況

- ・就職内定者数：808人(+2.5%) (前年788人)、求人数：2,411人(+3.6%) (前年2,328人)
- ・県内就職内定者数：640人(+1.4%) (前年631人)、県内就職希望率：79.2%(△0.9%) (前年80.1%)

○令和7年3月新規高等学校卒業予定者の就職に係る採用選考期日等（例年どおりの日程）

- ・ハローワークにおける求人申込書の受付開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6月1日
- ・求人票の公開（ハローワーク等）、企業による高校への求人申込及び学校訪問開始・・・・・・7月1日
- ・高校から企業への生徒の応募書類提出開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9月5日
- ・企業による選考開始及び採用内定開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9月16日

○今後の主な高校生就職支援について（鳥取労働局・県教育委員会との共催）

- ・新規高卒求人事業所説明会（7月18日（木）、22日（月）、24日（水）の3日間／10月下旬にも開催予定）
応募・推薦前に、県内企業の概要や仕事内容、労働条件などの理解を深める企業説明会を東・中・西部で開催。
- ・高校生（就職内定者）セミナー（令和7年1月頃・オンライン開催予定）
社会人生活に向けて職業意識の高揚、基礎知識やマナーなどを身につける講座を開催
- ・鳥取県ふるさとキャリア教育等の取組
地元企業と連携したインターンシップや探究学習の実施、県内企業の若手社員と普通科高校の生徒が交流する場の設定、統合型教育ポータルサイトでの県内企業情報の発信・仕事紹介等

「カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム会議」の開催結果について

令和6年6月13日

雇用人材局雇用・働き方政策課

顧客からの不当な行為・理不尽な要求等の迷惑行為（カスタマーハラスメント（カスハラ））が近年、社会問題化していることから、県庁及び県内事業者等におけるカスハラ対応・啓発の状況や国の動きを共有し、今後の対応を検討するため、「カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム会議」を開催しました。

1 日時・場所 令和6年6月6日（木） 午後3時から3時20分まで 第4応接室

2 出席者 知事、関係部局長（商工労働部、地域社会振興部、総務部、輝く鳥取創造本部、福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部、教育委員会事務局）

3 内容

令和5年度厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査結果」の概要によりカスハラの実態を確認した上で、県が先行して取り組んできた県庁の不当要求行為等対策や県内事業者の状況、国の動きを共有した。

（1）県庁の不当要求行為等対策

- ・平成16年1月に不当要求行為等対策要綱等を策定。各所属へ不当要求行為等対策責任者を設置し、毎年1回の研修（対策責任者、一般職員、部局向け）を実施している。
- ・不当要求行為等相談窓口、専属の不当要求担当職員を県民課に設置している。
- ・不当要求行為等対応マニュアルを作成し、対応体制、基本姿勢、対応要領、庁舎管理者や警察等関係機関との協力等について規定している。

（2）民間事業者・県における対応

- ・民間では、従業員の保護を目的として、カスハラへの組織的対応の体制整備、行動方針のホームページでの明示、対応マニュアル作成・窓口設置、社内研修を実施している事業者もある。
- ・県では、企業向けのセミナー等を実施して啓発するとともに、労働者・事業者双方からのカスハラを含む各種ハラスメントへの相談に対応している。また、消費者教育の一環として、上手な意見の伝え方などの情報発信、カスハラ防止の啓発チラシの配布、相談窓口での助言等を行っている。
- ・県教育委員会では、学校への意見や要望等への対応に関するリーフレットを作成するとともに、法律相談窓口の強化や学校課題解決支援アドバイザーの設置など、相談体制を整備することで学校現場を支援している。

（3）国におけるカスハラ対策

国においては企業の自主的なカスハラ対策を促進するため、令和2年1月に策定したパワハラ防止指針中にカスハラに関しても事業主が取り組むことが望ましい取組（相談体制整備等）を明記し、また、令和4年2月には企業向け対策マニュアルを公表した。

現在、企業におけるカスハラ対策を義務付ける法改正について検討を開始している。

4 今後の県の対応

- ・県職場環境等実態調査（3年に1度実施）の実施に合わせたカスハラの実態把握について調整するほか、企業・業界団体への個別の聞き取り等により、労働者・企業における現状や対策等を把握する。
- ・県内の実状を踏まえ、また国の法整備の動きも注視しながら、県として今後必要な対策の拡充を検討する。

（参考）令和5年度厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査結果」（概要）

- ・28%の企業が過去3年間に従業員からカスハラの相談を受けており、業種別にみると、医療福祉54%、宿泊飲食46%、不動産・金融・卸小売等も4割以上と、消費者・顧客との接触が多い業種で相談が多い。
- ・カスハラの内容は「継続的・執拗な言動」72%、「威圧的な言動」52%、「精神的な攻撃」（脅迫・暴言等）45%、その他セクハラ、居座り、長電話、暴行など多種多様である。
- ・カスハラに係る相談が「増加した」企業は23%、予防・解決を実施している企業は65%。